

◎平成7年3月24日神戸地方裁判所規程第1号

神戸地方裁判所執行官事務分配等規程を次のとおり定める。

平成7年9月14日一部改正	平成24年9月14日一部改正
平成8年3月22日一部改正	平成25年3月12日一部改正
平成9年3月28日一部改正	
平成9年4月22日一部改正	
平成10年3月27日一部改正	
平成11年3月25日一部改正	
平成11年9月9日一部改正	
平成12年3月24日一部改正	
平成13年3月23日一部改正	
平成14年3月29日一部改正	
平成15年3月31日一部改正	
平成16年3月29日一部改正	
平成17年3月18日一部改正	
平成18年3月17日一部改正	
平成19年3月16日一部改正	
平成20年1月31日一部改正	
平成20年3月21日一部改正	
平成21年3月24日一部改正	
平成22年3月25日一部改正	
平成23年3月18日一部改正	
平成23年9月16日一部改正	
平成23年10月11日一部改正	
平成23年12月5日一部改正	
平成24年3月16日一部改正	

神戸地方裁判所

神戸地方裁判所執行官事務分配等規程

第1章 総 則

第1条 執行官は、それぞれ勤務する本庁又は支部（以下「裁判所」という。）の管轄区域内において職務を行うべき事務を取り扱う。

第2条 職務を行うべき場所が2以上の管轄区域にまたがる事務又は管轄区域が異なる2以上の場所で職務を行うべき事務は、各管轄裁判所の執行官のうち申立てを受けた執行官が取り扱うことができる。

第3条 執行官が職務の執行に着手した事務は、その後に他の裁判所の管轄区域において職務を行う必要が生じた場合においても、当該執行官がその職務を取り扱う。

第4条 数人の共同債務者に対する事務で、職務を行うべき場所が2以上の管轄区域にわたる場合は、各管轄裁判所の執行官のうち申立てを受けた執行官が取り扱うことができる。

第5条 他の裁判所の執行官が取り扱うべき事件の申立てを受けた場合において、事件が特に急を要し、又は当該執行官が取り扱うべき他の事務と関連する等の事由により、回付を相当でないと認めるときは、執行官は、勤務する裁判所の監督官の承認を得て、自らこれを取り扱うことができる。

第6条 共同債務者のうちの1人又は数人に対する事件の申立てを受けた場合において、既に他の裁判所の執行官が共同債務者のうちの1人又は数人に対する事務の申立てを受けていることを知ったときは、執行官は、申立人の意見を聴いて、他の裁判所の執行官にその事件を回付することができる。

2 執行官は、自ら処理すべき事件であっても、他の裁判所の執行官が取り扱うのがより適当であると認める場合は、申立人の意見を聴き、勤務する裁判所の監督官の承認を得て、他の裁判所の執行官にその事件を回付することができる。

第7条 裁判所が係属する事件の手續の一部として直接執行官に取り扱わせる事務については、その裁判所に所属する執行官が取り扱う。

第8条 執行官に差し支えのあるときの代理順序は、別表のとおりとする。

執行官の援助を必要とする場合の順序も同様とする。

第2章 神戸地方裁判所本庁，同尼崎支部，及び同姫路支部執行官の事務分配

第9条 執行官の取り扱うべき事務を，内勤事務と外勤事務とに分ける。

2 内勤事務とは，事件の受付及び分配，金品の出納保管，記録の保管等執行官室内で取り扱うことのできる事務及び不動産，船舶，自動車，建設機械，航空機，電話加入権等の財産権の競売，その他裁判所の命令により実施する競売（競売に代わる換価を含む。）等に関する事務をいい，外勤事務とはそれ以外の事務をいう。

3 前項の事務の分配は，毎年別途定める。

第10条 内勤事務を取り扱う執行官（以下これを「内勤執行官」という。）と外勤事務を取り扱う執行官（以下これを「外勤執行官」という。）とが交替した場合，外勤執行官として職務の執行に着手した事務については，関係執行官が協議して取り扱う。

第11条 特に緊急に処理する必要がある事務は，速やかに当該事務を処理し得る執行官が取り扱う。

第12条 執行官は，次に掲げる事由がある場合は，関係執行官と協議してその執行官に事務を引き継ぐことができる。

(1) 外勤執行官が共同債務者のうちの1人又は数人に対する事務の分配を受けた場合において，既に他の執行官が共同債務者のうちの1人又は数人に対する事務の分配を受けていることを知ったとき。

(2) 既に仮差押え，仮処分，差押え等の職務の執行がなされているものに対する事務の分配がなされた場合

(3) 外勤執行官がなすべき事務を内勤執行官において処理し得べきことになった場合

第13条 前2条の規定により事務を取り扱い，又は引き継いだ場合は，その後に

関係執行官に配付すべき事務で調整する。ただし、前条第3号の場合は、この限りでない。

第14条 神戸地方裁判所は、特定の執行官の事務負担が過重となった場合その他事務の適正な処理のため必要があると認めた場合は、監督官の意見を聞いて、相当の期間、当該執行官に対する事務分配を停止し、又はその取扱中の事務を他の執行官に引き継がせることができる。

第3章 神戸地方裁判所伊丹支部、同明石支部、同柏原支部、
同社支部、同龍野支部及び同洲本支部執行官の事務分配及び執務日

第15条 執行官の事務の分配及び執務日は、毎年別途定める。

第16条 職務の執行に着手した後に執行官が交替した場合は、交替した執行官にその事務を引き継ぐ。ただし、引き継ぐことが適当でない事務については、関係執行官が協議して、従前の執行官において引き続き取り扱うことができる。

第17条 第12条第1号及び第2号並びに第14条の規定は、伊丹支部、明石支部、柏原支部、社支部、龍野支部及び洲本支部執行官の事務取扱いに準用する。

第18条 執行官の執務日が休日にあたる場合は、それぞれその翌日を執務日とする。

2 執務日であっても、本務庁において緊急に実施を要する事務がある場合は、あらかじめ勤務庁の監督官の承認を得て、執務しないことができる。

3 執務日以外の日であっても、緊急に実施を要する事務がある場合は、あらかじめ本務庁の監督官の承認を得て、勤務することができる。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 神戸地方裁判所執行官事務分配等規程(昭和46年神戸地方裁判所規程第1号)は、平成7年3月31日限り、廃止する。

3 この規程施行前に職務を行うべき命令又は委任を受けた事務は、現にその事務

を取り扱っている執行官が引き継ぎその事務を行う。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年２月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、豊岡支部の代理順序を定めた部分については同年３月２７日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年１０月１１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年１２月９日から施行する。

附 則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２４年９月２９日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

神戸地方裁判所執行官事務分配等規程 9 条及び 15 条による
事務分配及び執務日

平成 25 年 4 月 1 日

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
本 庁	総括執行官	総括執行官職務	荻野 和也
	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	弘田 武彦 長田 亨
	内勤	内勤事務	弘田 武彦
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行, 民事執行法上の保全処 分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	総括執行官を除く執行官 8 人で順次 3 人 (うち 1 人は明 石・洲本支部担当) が 6 か月ご とに担当する。 弘田 武彦 長田 亨 小上 健三 田中 廣司 坂井 正人 中田 重幸 勢一 英樹 齊藤太香雄 ただし, 総括執行官補佐に ついては, 動産関係の事務を 担当させないことができる。
	不動産関係	現況調査事務 不動産 船舶 航空機等 不動産収益執行 内覧	執行官 8 人で順次 6 人が 6 か月ごとに担当する。 弘田 武彦 長田 亨 小上 健三 田中 廣司 坂井 正人

			中田 重幸 勢一 英樹 齊藤太香雄 ただし、総括執行官補佐については、職務の状況に応じて減じて配てんすることがある。この場合、減じた件数は不動産関係を担当する他の執行官に順次配てんする。
	文書送達	執行官送達事務（証拠保全手続に関する送達事務を除く。）	総括執行官及び明石・洲本支部担当執行官を除く執行官全員に順次配てんする。
		証拠保全手続に関する送達事務	荻野 和也

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
明石支部	総括執行官	総括執行官事務	荻野 和也
（執務日 毎週火、 水及び金 曜日）	内勤	内勤事務	総括執行官及び総括執行官補佐を除く執行官6人で順次1人が6か月ごとに担当する。 小上 健三 田中 廣司 坂井 正人 中田 重幸 勢一 英樹 齊藤太香雄
	動産関係	（執イ）動産執行 （執ロ）引渡・明渡執行， 民事執行法上の保全処分，代替執行，その他 （執ハ）民事保全法にかかる仮差押・仮処分執行 （執破）封印執行，評価立会 職務命令に基づく執務	
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
洲本支部 (執務日 毎週木曜 日)	総括執行官	総括執行官事務	荻野 和也
	内勤	内勤事務	総括執行官及び総括執行官 補佐を除く執行官 6 人で順次 1 人が 6 か月ごとに担当する。 小上 健三 田中 廣司 坂井 正人 中田 重幸 勢一 英樹 齊藤太香雄
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行, 民事執行法上の保全処 分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
尼崎支部	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	吉田 誠之
	内勤	内勤事務	総括執行官補佐を除く執行 官全員による 1 か月ごとのロ ーテーションとする。
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行, 民事執行法上の保全処 分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	吉田 誠之 5 分の 1 山本 直三 5 分の 1 平田 信之 5 分の 1 和泉 亮 5 分の 1 加藤 哲夫 5 分の 1 ただし, 総括執行官補佐に ついては, 動産関係の事務を 担当させないことができる。
	不動産関係	現況調査事務 不動産 船舶	

		航空機等 不動産収益執行 内覧	
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
伊丹支部 (執務日 毎週月、 火及び水 曜日)	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	吉田 誠之
	内勤	内勤事務	尼崎支部執行官全員による ローテーションとする。 吉田 誠之 山本 直三 平田 信之 和泉 亮 加藤 哲夫 ただし、総括執行官補佐に ついては、動産関係の事務を 担当させないことができる。
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行、 民事執行法上の保全処 分、代替執行、その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行、評価立 会 職務命令に基づく執務	
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
柏原支部 (執務日 毎週金曜 日)	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	吉田 誠之
	内勤	内勤事務	尼崎支部執行官全員による ローテーションとする。 吉田 誠之 山本 直三 平田 信之 和泉 亮 加藤 哲夫
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行、 民事執行法上の保全処 分、代替執行、その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行	

		(執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	ただし, 総括執行官補佐につ いては, 動産関係の事務を担当 させないことができる。
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
姫路支部	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	中川 薫
	内勤	内勤事務	総括執行官補佐を除く執行 官全員による 1 か月ごとのロ ーテーションとする。
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行, 民事執行法上の保全処 分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	中川 薫 6 分の 1 国友 昭弘 6 分の 1 吉田 安廣 6 分の 1 田岡 義和 6 分の 1 和田 耕一 6 分の 1 赤松 恒彦 6 分の 1 ただし, 総括執行官補佐に ついては, 動産関係の事務を 担当させないことができる。
	不動産関係	現況調査事務 不動産 船舶 航空機等 不動産収益執行 内覧	
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
社支部 (執務日 毎週火曜 日)	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助 内勤事務	中川 薫
	内勤		中川 薫
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行, 民事執行法上の保全処 分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	国友 昭弘 吉田 安廣 田岡 義和 和田 耕一 赤松 恒彦 ただし, 総括執行官補佐に ついては, 動産関係の事務を 担当させないことができる。
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
龍野支部 (執務日 毎週木曜 日)	総括執行官 補佐	総括執行官事務補助	中川 薫
	内勤	内勤事務	中川 薫
	動産関係	(執イ) 動産執行 (執ロ) 引渡・明渡執行, 民事執行法上の保全処 分, 代替執行, その他 (執ハ) 民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 (執破) 封印執行, 評価立 会 職務命令に基づく執務	国友 昭弘 吉田 安廣 田岡 義和 和田 耕一 赤松 恒彦 ただし, 総括執行官補佐に ついては, 動産関係の事務を 担当させないことができる。
	文書送達	執行官送達事務	

庁 名	担当部署	担 当 事 務	担当執行官及び担当割合
豊岡支部	内勤	内勤事務	小坪 好和（全部）
	動産関係	（執イ）動産執行 （執ロ）引渡・明渡執行， 民事執行法上の保全処 分，代替執行，その他 （執ハ）民事保全法にかか る仮差押・仮処分執行 （執破）封印執行，評価立 会 職務命令に基づく執務	
	不動産関係	現況調査事務 不動産 船舶 航空機等 不動産収益執行 内覧	
	文書送達	執行官送達事務	

神戸地方裁判所執行官事務分配規程第8条による執行官の代理順序

庁 名	執 行 官	代 理 執 行 官			
本 庁 (明石支 部及び洲 本支部兼 務)	荻野 和也	弘田 武彦	長田 亨		
	弘田 武彦	長田 亨	小上 健三	田中 廣司	坂井 正人
		中田 重幸	勢一 英樹	齊藤太香雄	
	長田 亨	弘田 武彦	小上 健三	田中 廣司	坂井 正人
		中田 重幸	勢一 英樹	齊藤太香雄	
	小上 健三	田中 廣司	坂井 正人	中田 重幸	勢一 英樹
		齊藤太香雄	弘田 武彦	長田 亨	
	田中 廣司	坂井 正人	中田 重幸	勢一 英樹	齊藤太香雄
		弘田 武彦	長田 亨	小上 健三	
	坂井 正人	中田 重幸	勢一 英樹	齊藤太香雄	弘田 武彦
		長田 亨	小上 健三	田中 廣司	
	中田 重幸	勢一 英樹	齊藤太香雄	弘田 武彦	長田 亨
		小上 健三	田中 廣司	坂井 正人	
	勢一 英樹	齊藤太香雄	弘田 武彦	長田 亨	小上 健三
		田中 廣司	坂井 正人	中田 重幸	
	齊藤太香雄	弘田 武彦	長田 亨	小上 健三	田中 廣司
		坂井 正人	中田 重幸	勢一 英樹	

庁 名	執 行 官	代 理 執 行 官			
尼崎支部 (伊丹支部 及び柏原 支部兼務)	吉田 誠之	山本 直三	平田 信之	和泉 亮	加藤 啓夫
	山本 直三	平田 信之	和泉 亮	加藤 啓夫	吉田 誠之
	平田 信之	和泉 亮	加藤 啓夫	吉田 誠之	山本 直三
	和泉 亮	加藤 啓夫	吉田 誠之	山本 直三	平田 信之
	加藤 啓夫	吉田 誠之	山本 直三	平田 信之	和泉 亮
姫路支部 (社支部及 び龍野支 部兼務)	中川 薫	国友 昭弘	吉田 安廣	田岡 義和	和田 耕一
		赤松 恒彦			
	国友 昭弘	吉田 安廣	田岡 義和	和田 耕一	赤松 恒彦
		中川 薫			
	吉田 安廣	田岡 義和	和田 耕一	赤松 恒彦	中川 薫
		国友 昭弘			
	田岡 義和	和田 耕一	赤松 恒彦	中川 薫	国友 昭弘
		吉田 安廣			
	和田 耕一	赤松 恒彦	中川 薫	国友 昭弘	吉田 安廣
		田岡 義和			
豊岡支部	小坪 好和	中川 薫	国友 昭弘	吉田 安廣	田岡 義和
		和田 耕一			
		荻野 和也	弘田 武彦	長田 亨	